

2023年12月19日
消費者委員会

こどものケガを減らす

第25期日本学会議特任連携会員
子どもの成育環境分科会委員長
NPO法人 Safe Kids Japan
山中 龍宏

こどものケガの実態は

日本スポーツ振興センター災害共済給付

	発生件数 (件)	発生率 (%)					
		保育所等	こども園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
2014年	1,088,487	2.15		1.73	5.83	10.93	7.76
2015年	1,078,605	2.16	2.15	1.72	5.73	10.86	7.93
2016年	1,053,962	2.17	2.09	1.70	5.58	10.57	8.01
2017年	1,030,882	2.22	2.14	1.78	5.49	10.28	8.02
2018年	991,013	2.30	2.29	1.79	5.36	9.78	7.81
2019年	959,714	2.30	2.35	1.79	5.23	9.39	7.78
2020年	746,913	2.32	2.38	1.71	4.17	6.86	6.06
2021年	838,886	2.60	2.71	2.04	4.72	7.74	6.89
2022年	802,929	2.37	2.47	1.93	4.56	7.57	6.75

転落（東京消防庁 日常生活事故の救急搬送数）

	0歳	1歳	2歳
2014年	537	669	564
2015年	556	632	567
2016年	523	663	540
2017年	513	676	538
2018年	477	571	533
2019年	542	640	557
2020年	412	543	482
2021年	487	542	480

どこから転落したか（0歳）

（東京消防庁 日常生活事故の救急搬送数）

	1位		2位		3位	
2014年	ベッド	158	人	88	ソファ	61
2015年	ベッド	168	ソファ	64	階段	62
2016年	ベッド	157	人	90	ソファ	57
2017年	ベッド	153	人	66	ソファ	52
2018年	ベッド	135	人	67	ソファ	57
2019年	ベッド	134	人	121	階段	43
2020年	ベッド	123	人	84	階段	93
2021年	ベッド	148	人	108	階段	55

どこから転落したか（1歳）

（東京消防庁 日常生活事故の救急搬送数）

	1位	2位	3位
2014年	階段 178	椅子 137	自転車椅子 73
2015年	階段 167	椅子 98	自転車椅子 60
2016年	階段 152	椅子 111	自転車椅子 65
2017年	階段 164	椅子 126	ベッド 49
2018年	階段 148	椅子 95	ベッド 54
2019年	階段 142	椅子 102	人 53
2020年	階段 142	椅子 93	ベッド 51
2021年	階段 151	椅子 79	自転車椅子 36

どこから転落したか（2歳）

（東京消防庁 日常生活事故の救急搬送数）

	1位	2位	3位
2014年	階段 160	自転車椅子 78	椅子 67
2015年	階段 156	椅子 77	自転車椅子 58
2016年	階段 137	椅子 75	自転車椅子 64
2017年	階段 132	椅子 66	自転車椅子 52
2018年	階段 126	自転車椅子 86	椅子 72
2019年	階段 117	椅子 62	自転車椅子 60
2020年	階段 135	椅子 47	自転車椅子 31
2021年	階段 126	椅子 69	自転車椅子 55

交通安全への取組み

1970年6月：交通安全対策基本法の制定

（5年ごとに交通安全基本計画）

第10次計画：2020年までに、24時間死者数を2500人以下）

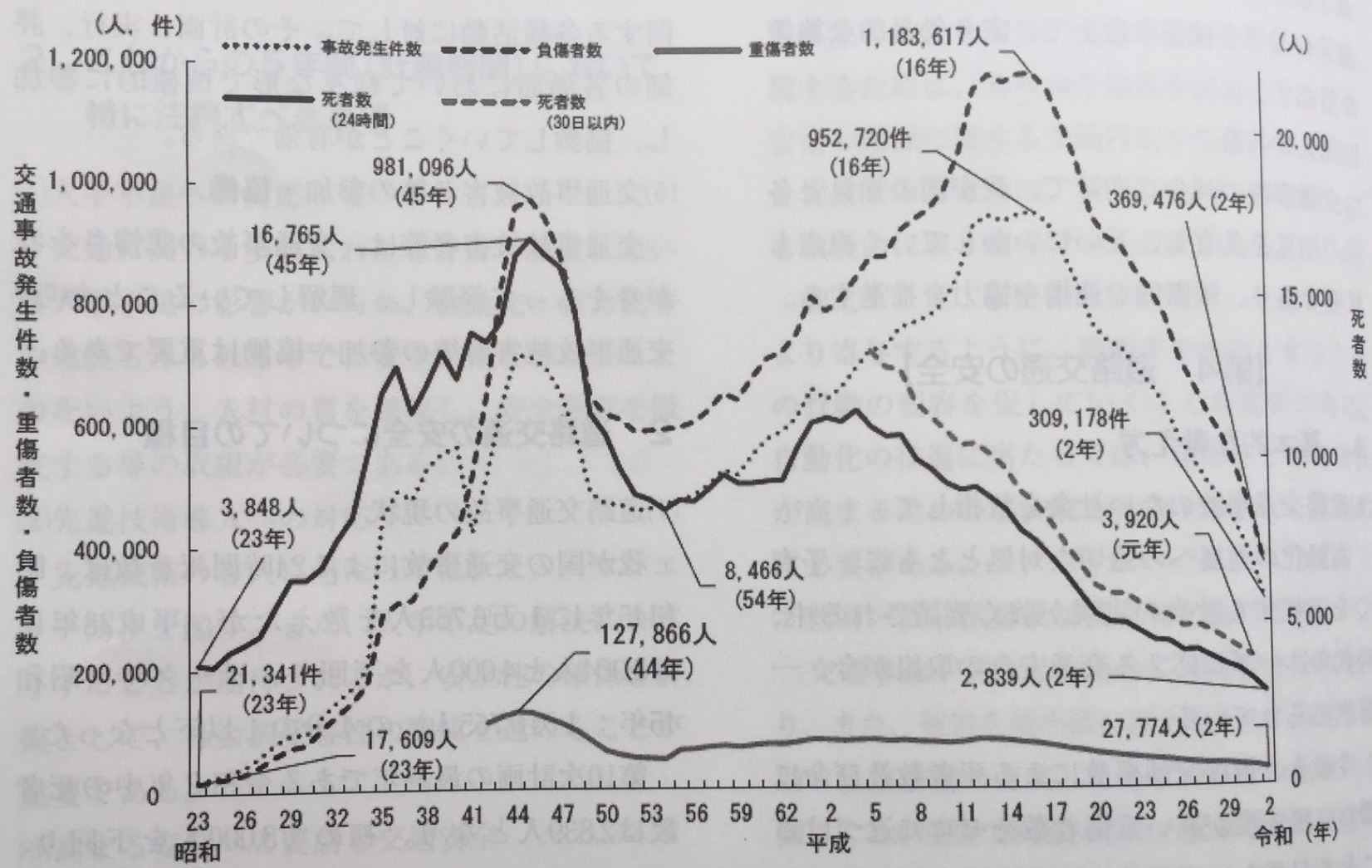
2021年3月：中央交通安全対策会議、基本計画の決定

専門委員会（19名の有識者）

道路交通、鉄道交通、踏切道における交通、海上交通、航空交通について、「基本的な考え方」、「目標」、「対策」

2025年までに、道路交通の24時間死者数を2000人以下、
年間の重傷者数を22,000人以下にする

数値で評価が行われている



注1 警察庁資料による。
 2 「死者数 (24時間)」とは、交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した者をいう。
 3 「死者数 (30日以内)」とは、交通事故によって、発生から30日以内 (交通事故発生日を初日とする。)に死亡した者をいう。
 4 昭和41年以降の交通事故発生件数は、物損事故を含まない。
 5 死者数 (24時間)、負傷者数、重傷者数及び交通事故発生件数は、昭和46年以前は、沖縄県を含まない。

図1 道路交通事故における交通事故発生件数、死者数及び負傷者数

労働災害への取組み

労働安全衛生法(昭和47年):労働災害を防止するための計画や組織、その他実施すべき事項や届出等に関することを定めた法律

休業を要する災害が発生した場合は「労働者死傷病報告」を地域を管轄する労働基準監督署に提出しなければならない。

労働災害統計、原因の分析、再発防止策の検討
いろいろな指標があり、毎年統計情報を公開

5年ごと、第14次労働災害防止計画(2027年3月まで)

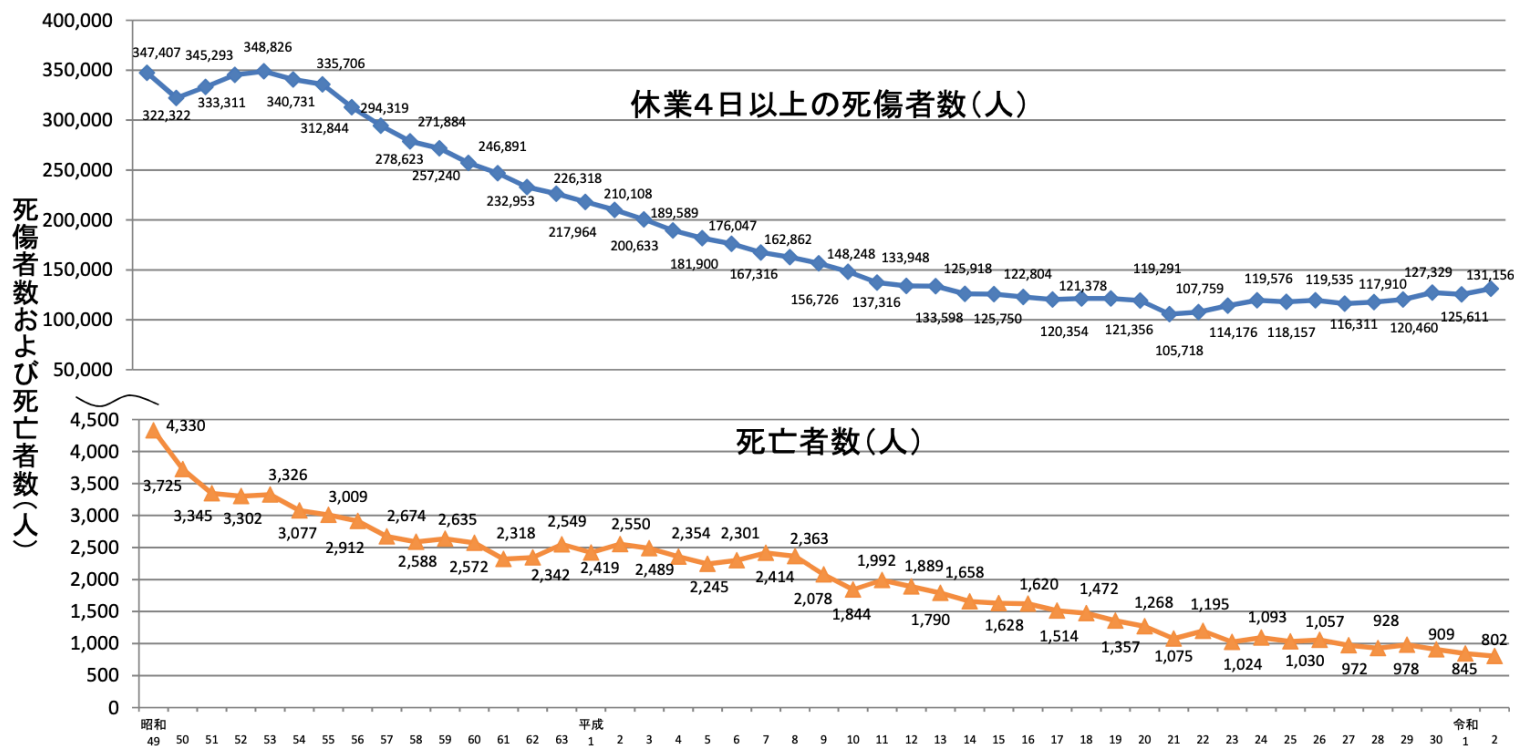
死亡災害 744人(2022年) 減少

休業4日以上 132,355人(2022年) 増加傾向

数値で評価が行われている

労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- ・ 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- ・ 死亡者数は、過去最少となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。



出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成

令和2年 労働災害発生状況（令和3年4月30日 厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課）より

これらの実態をみると

事故によるこどもの傷害に対して
予防活動が行われていると思われているが、

予防活動は機能していない

ケガの予防、安全に対する考え方

保護者：私が注意しているから、見ているから、
うちの子にはケガは起こらない

ケガをすると、「私が見ていなかった
からケガをした。私の責任」と考え、
どこにも伝えない、伝えたくない

他の子どもに、同じ事故が起こってほしくない
5-6年経てば、忘れてしまう

**救急隊：重傷度が高い事例をなるべく早く、
安全に医療機関に運ぶことが仕事**

**医療機関：治療するのが仕事で、予防は自分の
仕事ではない。考える必要はない**

**学校、保育園：「安全を最優先、安全第一」と
いつも言っている。「二度と同じ
事故を起こさない」と言い、注意すれば
防げると考えている**

**司法：現場の近くにいる「人」の責任を指摘するだけで、
その指摘が予防につながったか評価しない**

行政:「〇〇という事故が起こったので注意されたい」という通知を出せば、自分の役割は果たしたと
考えている。管轄以外は一切関わらない、関われない

議員:「安全・安心」と言っているが、票にはつながらない

企業:ケガの情報は入ってこない。安全に使用されていると思っている。取り扱い説明書で危険性を指摘しておけば、消費者はそれを守っている。
製品を改善しても売れない、収益につながらない

日本社会・メディア:親が見ていれば、子どもの事故は起こらない。親の責任、親の不注意。
人の努力だけで予防できる

Accident → Injury

不慮の事故 → 予期せぬ傷害

予防する → 減らす

Child Death → Preventable CD
(CDRはモデル事業のまま4年目)

社会的コストを検討する必要がある

見 解

こどもの傷害を減らすための データ収集および利活用の促進



令和5年(2023年)9月28日

日 本 学 術 会 議

臨床医学委員会

心理学・教育学委員会

健康・生活科学委員会

環境学委員会

土木工学・建築学委員会

合同

子どもの成育環境分科会

減らす = 評価する

これまでは、データが得にくかったが、
現在は、疫学的データはある

- ・東京消防庁の救急搬送データ
- ・日本スポーツ振興センターの災害共済給付データ

日常生活事故としてまとめる

(交通事故、労働災害、日常生活事故の3つですべてカバーする)

日常生活事故対策基本法の制定

こどもの傷害を減らすための データ収集および利活用の促進

見解の内容

(1) こども家庭庁に、こどもの事故のすべてに関与する部署の設置

こども家庭庁安全対策課が、こどもの事故に関することすべてを俯瞰的に見て、各部署に対して調査の指示、要望、勧告などを行う役割を担い、こどもの安全全般に関する監査役のような立場の人を置くべきである。

(2) 傷害情報を継続的に収集する システムの構築

消防庁の救急搬送時の事故状況データ、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度により収集されたデータ、消費者庁および国民生活センターの医療機関ネットワークの傷害データベースなどをすべて無料で公開し、広く学術活動が行えるようにすべきである。

また、検察庁が保有する事故現場の調査データも事件性がないものに関して、予防に活用可能にすべきである。必要であれば、そのための法整備もしくは閣議決定などで促進すべきである。

(3) 傷害データを継続的に分析する部署 および研究機関の設置

いろいろな組織から得られる、こどもの傷害情報を一か所に集め、もしくは、分散データの利活用技術等を利用して分析し、評価する作業をこども家庭庁安全対策課にて継続的に行うべきである。

日常生活の疫学データとしては、消防庁の救急搬送データを活用し、学校事故に関しては、日本スポーツ振興センターで収集されている災害共済給付のデータを活用することができる。

長期的には、交通事故に対する交通事故総合分析センターと同様な分析・研究機能を担う日常生活事故総合分析センター(仮称)を設置すべきである。日常生活事故総合分析センターでは、研究を進めるとともに、研究者の育成を行い、国際機関である世界保健機関(WHO)などと連携すべきである。

(4) こどもの年齢・場所(製品)別の行動 データの収集とデータベース化

事故が発生した製品や環境について、製品や環境の改善策を検討できるように日常行動データベースを整備すべきである。

これらのデータ収集も日常生活事故総合分析センターで行うべきである。

(5) 地域での傷害予防プロジェクトの推進と、安全な製品や環境の整備

上記の基礎的な情報を整えつつ、各地域で具体的な傷害予防活動を行うべきである。この場合、個別の傷害をターゲットにし、評価項目とその目標値を決め、評価すべきである。また、これらの傷害予防活動が進むように、地域大学、子どもの事故予防地方議員連盟、NPO法人などとの連携を促進すべきである。国は、安全な製品や環境の整備を推進し、地域で傷害予防活動を展開しやすいような体制を整備すべきである。

(6) 傷害予防に関する情報の、行動化しやすい具体的な伝達方法への改善、伝達チャネルとしてソーシャルメディア等を活用した効果的な方法の採用

抽象的な表現のガイドライン、指針、通知を改善し、学校現場、一般家庭などで活用しやすいように工夫された伝達を行うべきである。また、伝達されているかどうかを調査し、継続的な改善を行うべきである。伝達チャネルとして、積極的にソーシャルメディアも活用すべきである。

(7) 日常生活事故対策基本法(仮称) の制定

傷害予防活動を推進するために日常生活事故対策基本法を制定すべきである。その際、交通事故と労働災害を除いたすべての傷害、全年齢を対象とすべきである。

本見解は、こどもを対象としているが、法整備をする場合は、対象をこどもだけではなく、全年齢に広げるのが望ましいと考える。